

世界農業遺産「清流長良川の鮎」プレーヤーズ登録制度実施要領

制定 令和4年1月14日 農遺第23号世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会長通知
一部改正 令和5年1月4日 農遺第36号世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会長通知

第1 目的

「清流長良川の鮎」として世界農業遺産に認定された「長良川システム」（鮎を通じて、人の生活、水環境、漁業資源が密接に関わる岐阜県ならではの里川全体のシステム）の保全・活用・継承に向けた活動を実践する法人・団体等を登録し、その活動を支援するとともに広く情報発信等を行うことで、「長良川システム」の持続的発展に資することを目的とする。

第2 名称

登録する法人・団体等の名称は、世界農業遺産「清流長良川の鮎」プレーヤーズ（以下「プレーヤーズ」という。）とする。

第3 登録対象者

登録の対象者は、次のいずれにも該当する法人、任意団体（代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について規約等の定めがあること）、長良川システムサポーター若しくは流域の担い手（世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会が実施する所定の研修を修了した者）又は世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会長（以下「会長」という。）が認めた者とする。

- 1 特定の党派、宗教、宗派を支持支援するものでないこと
- 2 特定の主義、主張の浸透を図る目的を有しないこと
- 3 公の秩序又は善良な風俗を乱す活動をしていないこと
- 4 岐阜県暴力団排除条例第7条に規定する「暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者」に該当する者でないこと

第4 登録基準

プレーヤーズの登録基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 「長良川システム」の保全・活用・継承に向けた以下の活動のいずれかを実施すること。
 - (1) 後継者育成活動
 - (2) 鮎等の消費拡大に資する活動
 - (3) 特産物ブランド化活動
 - (4) 観光地としての活用活動
 - (5) 環境・景観維持活動

- (6) 伝統文化継承活動
 - (7) 動植物保全活動
 - (8) 学校教育等活動
 - (9) その他会長が必要と認めた活動
- 2 世界農業遺産「清流長良川の鮎」の理念に賛同し、積極的な参画が期待されること。

第5 登録手続

- 1 登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号により活動対象地域の世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会幹事（以下「幹事」という。）の意見書（様式第2号）を添付して会長に申請するものとする。
- 2 会長は、申請内容を審査し、登録基準に適合すると認める場合は、プレーヤーズとして登録し、申請者に登録証を交付するものとする。
- 3 会長は、申請内容が登録基準に適合しないと認めるときは、登録しない理由を付してその旨申請者に通知するものとする。
- 4 会長は、2の登録を行ったとき、又は3の通知を行った場合は、意見書を作成した幹事へ通知するものとする。

第6 登録の有効期間

- 1 登録の有効期間は、登録日から3年間とする。
- 2 登録を更新しようとする者は、有効期間満了の日までに、第5の手続きに準じて、会長に申請し、登録更新の手続きを行うものとする。

第7 登録内容の変更

- 1 登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録内容を変更する場合は、様式第3号により、会長に変更の届出を行うものとする。
- 2 会長は、登録内容を変更するときは、必要に応じ活動対象地域の幹事の意見を聞くものとする。

第8 登録の辞退及び取消

- 1 登録者は、登録を受けた活動を中止した場合は、様式第4号により会長に登録辞退の届出を行うものとする。
- 2 会長は、1の届出の受理をもって、登録を取り消すものとする。
- 3 会長は、登録者が登録を受けた活動を行っていないと認めるとき、又は法令違反等登録に相応しくない事由が発生したときは、活動対象地域の幹事の意見を聞いた上で登録を取り消すことができるものとする。
- 4 会長は、3の取消をするときは、理由を付して登録者に通知するものとする。

- 5 4の取消通知を受けた者は、直ちに登録証を会長へ返納しなければならない。
- 6 会長は、2及び3の取消を行ったときは、意見書を作成した幹事へ通知するものとする。

第9 登録者の役割

- 1 登録者は、登録された内容の活動を行うほか、世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会が主催する会議、広報活動に積極的に参画するとともに、「長良川システム」の周知・啓発、自己の活動強化に努めるものとする。
- 2 登録者は、1の活動内容について、活動年度の翌年度6月末までに、様式第5号により会長へ報告するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和4年1月14日から施行する。
- 2 世界農業遺産「清流長良川の鮎」プレイヤーズ登録要領は廃止する。
- 3 世界農業遺産「清流長良川の鮎」プレイヤーズ登録要領により登録されたプレイヤーズの登録の有効期間は令和6年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要領は、令和5年1月4日から施行する。